

## 中条中学校PTA旅費規定

- 第1条 本規定は中条中学校PTA会則第20条に基づいて定め、中条中学校PTA会員に対する会議等の出張に関わる旅費の支払い方法と金額を定めるものである。
- 第2条 本規定の適用を受けるものは、本会会員（保護者・学校職員）に限る。
- 第3条 ① 市内でのPTA諸会合に出席の場合、日当500円を支給する。  
② 市外でのPTA諸会合に出席の場合、日当1,000円を支給する。  
③ その他、参加費、資料代等の実費を支給する。  
④ その他、上記によりがたい場合は、三役及び幹事で協議する。
- 第4条 金額の変更等を含め、規定の改定は三役会で協議し常任委員会の承認を得る。

### 附則

この旅費規定は、平成28年5月1日から適用する。